



高額療養費制度とは？

～70 歳以上の方へ～

■高額療養費制度とは

病院や薬局等の窓口で1 か月（暦月：1 日～月末まで）に支払った医療費が高額になった場合、《年齢や所得に応じた自己負担限度額を超えた分》が、《後日払い戻される制度》です。



しかし、あとから払い戻されるとはいえ一時的な支払いは大きな負担になります。1 か月の窓口でのお支払が『最初から自己負担額の上限まで』となる方法もあります。高額になりそう、と思った時点で制度が利用できるため、詳細は加入している医療保険にご確認ください。



■自己負担限度額（上限額）の目安（R8.8 月～）

所得区分		ひと月の上限額（世帯ごと）		多数回該当の場合*1	年単位の上限額*2
		外来(個人ごと)			
現役並みⅢ	年収約 1,160 万円～ 健保：標準報酬月額 83 万円以上 国保・後期：課税所得 690 万円以上	270,300 円+(医療費-901,000) ×1%		140,100 円	168 万円
現役並みⅡ	年収約 770～1,160 万円 健保：標準報酬月額 53 万～79 万円 国保・後期：課税所得 380 万円以上	179,100 円+(医療費-597,000) ×1%		93,000 円	111 万円
現役並みⅠ	年収約 370～770 万円 健保：標準報酬月額 28 万～50 万円 国保・後期：課税所得 145 万円以上	85,800 円+(医療費-286,000) ×1%		44,400 円	53 万円
一般	～年収約 370 万円 健保：標準報酬月額 26 万円以下 国保・後期：課税所得 145 万円未満	22,000 円 ★（年 21.6 万円）	61,500 円	44,400 円	53 万円*3
住民税非課税世帯Ⅱ		11,000 円 ★（年 9.6 万円）	25,700 円	24,600 円	29 万円
住民税非課税世帯Ⅰ （所得が一定以下）		8,000 円	15,700 円	-	18 万円

★8月～翌年7月の外来自己負担額の合計の上限額です。

★1：過去 12 か月以内に 3 回以上 上限額に達した場合は、4 回目から『多数回』該当となり、上限額が下がります。

★2：年間上限額に達した場合は、それ以上の医療費については保険者から還付を受けることができます。

★3：「年収換算～200 万円(健保：15 万円以下、国保・後期：28 万円未満)」区分に該当することが確認できた者は、年間上限 41 万円を適用し、令和 9 年 8 月以降に償還払いされます。

※詳細は、社会保険の方…ご加入の医療保険者、国保の方…各市町村にお問い合わせください。

■限度額区分の確認方法

①マイナ保険証をお持ちの方



受付でマイナ保険証を機械にかざすと、自動で確認することができます

②マイナンバーカード・ 資格確認書をお持ちの方



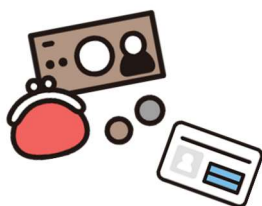
③資格確認書のみ お持ちの方



窓口で提出いただき、「限度額情報の提供」に同意することで
システム上で情報照会を行い、限度額区分をオンラインで確認できます

マイナ保険証を持っていない方・マイナンバーカードを保険証として登録していない方は
資格確認書の提示が必要です。必ずお持ちいただくようお願いいたします。

ご注意
ください



* 高額療養費は1か月ごとの計算です。月ごとにそれぞれ自己負担額を計算します（月をまたぐと合算されません）。

* 複数の受診・同じ世帯(同じ医療保険に加入中)の方の受診について、それぞれの窓口での自己負担額を1か月単位で合算できます。

その合算額が一定額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

* 医療保険対象外の治療や薬、診断書作成料などは対象外です。

* 入院中でも、食事代、紙おむつ代、有料個室代、アメニティ利用料などは対象外です。

記載の内容は、2026年8月の情報に基づいています。今後の制度等の改定により
内容に変更が生じる可能性がありますのでご了承ください。

埼玉県立循環器・呼吸器病センター
患者サポートセンター